



環政発第46号

令和5年(2023年)4月24日

熊本市環境審議会

会長様

熊本市長 大西 一史
(環境政策課扱い)



(仮称)熊本市環境影響評価条例の基本的事項について(諮問)

このことについて、熊本市環境審議会規則第2条第1項第4号の規定に基づき、下記のとおり諮問しますので、ご審議を賜り答申いただきますようお願いいたします。

記

1 諮問事項

(仮称)熊本市環境影響評価条例の基本的事項について

2 諮問理由

本市は、清らかな地下水や豊かな緑といった自然環境に加え、歴史遺産や伝統文化にも恵まれた魅力ある都市です。特に、市民の水道水源の全てを良質な地下水で賄う世界でもまれな都市でもあります。このような恵まれた環境は、雄大な阿蘇の自然と先人たちの努力によって育まれてきました。

しかしながら、近年、大規模な開発事業による自然破壊や気候変動による激甚災害等の増加により、環境影響評価の重要性が高まっています。

このような中、本市が主体的に環境保全に取り組むため、本市の多様で豊かな環境を受け継ぐ総合的な環境配慮制度として「(仮称)熊本市環境影響評価条例」を制定するにあたり、条例の基本的事項であります「手続方法」、「地域区分」、「対象事業の種類や規模要件」について諮問いたします。